

住居確保給付金のご案内

令和2年4月20日から対象者が拡がります

住居確保給付金は、就職にむけた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

これまでの対象者 離職・廃業から2年以内の方

令和2年4月20日以降

離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方



仕事がない・減った
家賃が払えない...



住居確保給付金の支給により、安定した生活を送ることができます。

主な給付要件チェックリスト

項目	チェック欄																					
離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少していますか？	<input type="checkbox"/>																					
収入や資産が下表の収入基準額や資産要件の範囲内ですか？ ※八尾市の場合(7人世帯以上の人はお問合せください。) (単位：万円)	<input type="checkbox"/>																					
<table border="1"><thead><tr><th></th><th>単身世帯</th><th>2人世帯</th><th>3人世帯</th><th>4人世帯</th><th>5人世帯</th><th>6人世帯</th></tr></thead><tbody><tr><td>収入基準額 (月額)</td><td>123,000円 以下</td><td>177,000円 以下</td><td>223,000円 以下</td><td>265,000円 以下</td><td>306,000円 以下</td><td>352,000円 以下</td></tr><tr><td>資産要件</td><td>504,000円 以下</td><td>780,000円 以下</td><td colspan="4">1,000,000円以下</td></tr></tbody></table>		単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	収入基準額 (月額)	123,000円 以下	177,000円 以下	223,000円 以下	265,000円 以下	306,000円 以下	352,000円 以下	資産要件	504,000円 以下	780,000円 以下	1,000,000円以下				<input type="checkbox"/>
	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯																
収入基準額 (月額)	123,000円 以下	177,000円 以下	223,000円 以下	265,000円 以下	306,000円 以下	352,000円 以下																
資産要件	504,000円 以下	780,000円 以下	1,000,000円以下																			
上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか？	<input type="checkbox"/>																					

○すべての項目にチェック✓が付いた方

住居確保給付金の受給資格を満たす可能性が高いため、まずはお電話にて八尾市生活支援相談センターに相談してください。

【連絡先：電話 924 - 3761 ファックス 924-3940 Eメール yaojiritsu@yahoo.co.jp】

2年以内に離職・廃業または、個人の責に帰すべき理由等によらず休業等により収入が減少し、お住まいのない人・八尾市内の賃貸住居等を失うおそれのある人で一定の条件に該当される人は、申請により住居確保給付金が支給されます

失業した方等が住まいを八尾市内で確保し、安心して就職活動を行っていただくため、一定の要件を満たす場合、申請により住居確保給付金として家賃（上限あり）が支給されます。また、生活相談サポーターによる支援も受けることができます。

支給には、下記のとおり様々な要件がありますので、まず、お問い合わせください。

主な申請条件（①または②の場合で、③～⑦のいずれの条件にも該当する方）

- ① 2年以内に離職・廃業し、離職前に主たる生計維持者であったこと
- ② 個人の責めに帰すべき理由等によらず休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にあり、申請日の属する月において主たる生計維持者であること
- ③ 住宅を喪失していること、または家賃を払えず八尾市内の賃貸住宅等を喪失するおそれがあること
- ④ 申請日の属する月における申請者及び申請者と同一の世帯に属する人の収入の合計額が別表1の(1)に定める収入基準額であること
- ⑤ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する人の預貯金の合計が別表1の(2)に定める金額以下であること
- ⑥ 国の雇用施策による給付又は地方自治体等が実施する離職者等に対する住居確保を目的とした類似の給付を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する人が受けていないこと
- ⑦ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する人のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

※別表1

	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
(1)収入基準額 (月額)	123,000円以下	177,000円以下	223,000円以下	265,000円以下	306,000円以下	352,000円以下
(2)資産要件	504,000円以下	780,000円以下	1,000,000円以下			

※7人世帯以上の人はお問い合わせください。

支給額・支給方法

○住居確保給付金は家賃月額分（共益費・管理費は対象外）で支給額は下記のとおりです。

世帯人数	支給額	基準額(3)	備考
単身世帯	家賃額 - (月の収入額 - 84,000円)	39,000円	左記基準額(3)の金額と実際の家賃額と比較し低い方の額を上限とする。
2人世帯	家賃額 - (月の収入額 - 130,000円)	47,000円	
3人世帯	家賃額 - (月の収入額 - 172,000円)	51,000円	
4人世帯	家賃額 - (月の収入額 - 214,000円)		
5人世帯	家賃額 - (月の収入額 - 255,000円)		
6人世帯	家賃額 - (月の収入額 - 297,000円)	55,000円	

※7人世帯以上の人はお問い合わせください。

- 支給方法は、住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座へ振り込みとなります。
- 支給期間は、原則3か月（最大9か月）とします。
- 支給期間中は、毎月1回、生活相談サポーターによる面談等の支援を受けていただきます。

問合せ先 八尾市生活支援相談センター
(八尾市立社会福祉会館2階)

電話 924-3761 FAX 924-3940
Eメール yaojiritsu@yahoo.co.jp